

『「家庭ごみ指定袋制度」と「持込ごみ処理手数料」の見直し』についての
意見概要と市の考え方

平成 23 年 7 月、池田市ホームページなどを通じて『「家庭ごみ指定袋制度」と「持込ごみ処理手数料」の見直し』についての意見を求めたところ 13 名の意見提出があり、うち個人が特定できる有効な 9 名から 31 件のご意見をいただきました。

意見提出者範囲	意見者数	意見件数
1 市内にお住まいの方	9 名	31 件
2 市内に事務所又は事業所を有する法人その他団体	0 名	0 件
3 市内に存する事務所又は事業所に勤務されている方	0 名	0 件
4 市内に存する学校等に通われている方	0 名	0 件
5 本改正案について利害関係を有する方	(上記うち 1 名)	0 件
合計	9 名	31 件

いただいたご意見を対応方針ごとに分類し、以下に示します。

対応方針の分類

- (1) 指定袋制度の改正および持込ごみ処理手数料について
- (2) ごみ行政全般について
- (3) 広報について
- (4) その他

また、いただいたご質問への回答も掲載いたします。

なお、ご意見については要約のみを掲載させていただきました。

(1) 指定袋制度の改正および持込ごみ処理手数料について

意見番号	意見
1	ごみ処理には費用が必要であり、その費用はごみを出す量に比例して負担するべきである事からしても、これらの施策の方向性は間違ったものではない。
2	今回の改定はごみを出すものにはペナルティを課すものにしか感じられない。未来への投資であるといった姿勢を財政面でもしっかり示せば、提示の金額よりもさらに踏み込んで受け入れられる可能性は高い。昨今の電力エネルギーもそうだが、安い将来の世代にツケを残すより、自世代のことは自ら負担する事を前提としたコスト算定を早急に行うべき。この前提は何度も何度も料金改訂でジリ上げをするのではなく、「長期計画である」べきです。
3	ごみ処理に費用が必要なことは、池田市民誰も理解できるはず。情報が乏しくこの先どうなるかわからない不安感のまま、料金が増額される事には異論がある。だからこそ、費用には明確な根拠が必要。
4	見直し案の指定袋の金額は大したお金ではないため、ごみ減量意識がない人にとっては削減につながらない。
5	指定袋の料金はごみ処理経費から算定すべき。また、減量努力した人としていない人の差別化は大切だが、その差がわずかなら努力が報われないし、金額が安いとごみ減量の意識付けにもならないので、ごみを出すことがリスクになると思える金額にすべきだが、見直し案の金額は安い。したがって、配布数をさらに10%減らした上で、指定袋の料金は現行料金のままにするのが望ましい。
6	減量に努力した家庭は無料指定袋内に収まっており、全量有料化すれば負担は増える。経済的弱者は確実に負担が増える。ごみを無くすことは不可能なので、最低必要分の指定袋は無料にすべき。
7	生活困窮者からも生活上最低限出るごみの始末にお金を取るべきではない。生活上出る最低限のごみを見積もり、そこまでは無料にすべき。
8	初年度は、現行の半分の40%を市から支給し、低所得者に配慮して指定袋は豊中並みの価格にすべき。
9	まずは、新たにプラスチックごみの分別を増やし、それによる削減分にあたる指定袋2割の無料配布を減らす。その上で減らないのであれば有料化に踏み切るという段階的な方法をとるべき。
10	価格改定に伴い不法投棄が増えると考えられ、これは自然環境の破壊にもつながる。これまでの対策で不法投棄が減少していないのであれば他の方策を考えていく必要がある。例えば、こまめなパトロールが最も効果的であるとされる。不法投棄は悪意をもって行われているため、より具体的で実質的な対策(行動計画)をたてて進めて頂きたい。
11	転居などで5枚綴りの半端が出た場合、これを無理に使われるとごみ増量になる。市民の自助努力をより支援するために、購入と同程度のインセンティブで回収・返金方法する体制をとってはどうか。
12	市民の理解と協力を得るため実施時期を再検討すべき。(24/4~)
13	大阪府及び近隣市など一律にするか高めに設定するのが適正。容器包装の削減に取り組む事業所を増やすためにも、ごみ処理費用に見合った持ち込み料金にすべき。

■市の考え方(回答)

池田市では、平成 14 年 3 月に池田市減量等推進審議会を立ち上げ、ごみの現状を踏まえた将来予測を行うとともに、循環型社会の構築に向けた廃棄物の抑制、減量化について論議いただき、平成 16 年 2 月に「経済的手法としてのごみ有料化の導入」「粗大ごみの有料化」など含む第 1 次答申をいただきました。これを受けて平成 18 年 4 月より指定袋制度を実施し、6 年目を向かえてこれを見直すとともに、平成 19 年の審議会第 2 次答申で受け見直しが必要とされていながらも平成 9 年より据え置いてきた「持込ごみ処理手数料」についても見直すものです。

本改正案の策定過程において、平成 22 年に「一般廃棄物処理基本計画」の見直し及び平成 23 年に「池田市新環境基本計画」を策定し、いただきましたご意見についても検討・検証を重ねて参りました。

これら審議会意見や検討を踏まえ、新たにカップ麺の容器、詰替え用ボトルなどを分別品目に加えることによる燃えるごみの発生抑制、福祉加算並びに乳幼児加算等の継続によるごみ減量が困難な方への配慮、不法投棄対策のなお一層の強化、「持込ごみ手数料」の指定袋同等料金への改定を行いつつ、合わせて指定袋料金を現行より抑えた上で全量有料化する方策が、市民にとって過重な負担にならず、なおかつごみ減量化につながるものと考えております。

(2) ごみ行政全般について

意見番号	意見
14	池田市として「持続可能な社会」を目指すためにも、ごみに関する長期的な方向性とそれに必要な予算を早急に検討し、確固たる方向性や理念とそれに向けた料金ルールを作り、全国に先駆けたごみ行政を実現すべき。全量有料化することで量を減らす受け身型から、最先端のごみ処理により環境配慮やリサイクル推進を行うための財源確保策としてごみ従量課金を取り入れる、場合によってはごみ処理事業を特別会計化し、より透明度の高い運営を行うといった発想の転換が必要。
15	ごみ問題は人類が抱える問題なので、北摂地域で広域連携したパフォーマンスの高いごみ行政も検討すべき。

■市の考え方(回答)

池田市では、平成 22 年に「一般廃棄物処理基本計画」の見直し、平成 23 年には「池田市新環境基本計画」を策定しています。また、クリーンセンターについては、2030 年までの延命化を図る「長期保全計画」にもとづいて必要な措置を実施しています。これら計画に基づき、循環型社会と持続可能な社会の形成に向けた取り組みを進めるとともに、2030 年以降のあり方を検討して参ります。大阪湾フェニックスについては、今後のあり方について関係各者と協議を進めて参ります。いただいた貴重なご意見は、計画の実施にあたり参考とさせていただきます。

(3) 広報について

意見番号	意見
16	指定袋の値段が高いと不法投棄が増える可能性がある。もっとメリットのあることを知らせる必要がある。メリットを実感することが出来るようなシステムにする必要がある。
17	広報紙で処理場の現状、将来への不安点などを掲載し、市民にとってのデメリットを知らせる必要がある。
18	市民税住民税の徴収表や領収書に自分の減量努力によって削減された税金を表示してはどうか。
19	改正の意味や対策について、みんなが理解し市と共に協力しようと思えるためには、市報などに改定案を大きくわかりやすく何度も載せる等もっと市民に広報し、お互いにとって良い方法を見つけられる話合いの場をもって欲しい。このようにすることでもっと良い街になるのではないか。
20	市民に対する広報が不足。パブリックコメントも 20 日間では短い。

■市の考え方(回答)

今後、本市広報や毎年発行している「いけだ かんきょうレポート」において、ごみ行政の現状と課題、制度の実施効果、経費や手数料収入の用途などについて積極的に情報発信し、ごみ行政の透明化に努めて参ります。

パブリックコメントについては、定められた「パブリックコメント手続き要綱」に基づいて 3 週間にわたって実施をいたしました。ご意見は担当部局とも調整をし、今後の参考とさせていただきます。

(4) その他

意見番号	意見
21	エコを考えるなら袋の再利用ができないか。高いお金を出して捨てるごみの袋を買うのは矛盾している。捨てるものに高いお金をかけるのは辛い。無料配布を無くすと経費が浮くので、有料化せずに各家庭で用意した袋でごみを出せるようにしてほしい。
22	指定袋は一般に売られているごみ袋に比べて高い。そのわりに沢山入るわけでもなくすぐ破れる。
23	p.2～3でゴミ問題を市民の責任であるかのように書くやり方は良くない。
24	環境基金を活用した「生ごみ処理機購入助成制度」にモニター制度を導入してはどうか。生ごみ処理機は使用によっては故障も多く、購入後使用をやめるケースがあると聞く。投入したおおよその分量を記録してもらえば、削減効果と使用されているのかを確認できる。

■市の考え方(回答)

市内から出されるごみについては、市町村の責任において処理することが法律で定められておりますが、その費用は市民からの税金等による捻出が必要となります。今回の制度は、その費用の一部を排出される量に応じてご負担いただくとともに、経済的手法を用いることによってごみ減量を促すことを目的としております。制度の実施上、指定袋が必要であり、また減量効果を持たせるためには一定以上の負担額を設定する必要がありますことをご理解いただきますよう、お願い申し上げます。なお、指定袋の販売で得られた収入については環境基金に積み立て、環境施策の推進に活用して参ります。

市民のみなさまにご努力いただいた結果、環境基本計画等に掲げた短期目標を達成できました。ごみをめぐる問題は市民だけではなく、池田市全体で取り組むべき課題と認識しておりますが、市民のごみ減量への取り組みに差があることも事実です。行政としては、一事業所としてごみ減量に努めるのはもちろんのこと、減量するための方策について啓発を進めるとともに、分別品目の増加等についても検討する役割があると認識しており、これらの取り組みの推進に努力して参ります。

生ごみ処理機のモニター制度については、実施成果を検証する上でも必要と考えており検討して参ります。

(参考) 質問

意見番号	質問	回答
25	これまでの指定袋販売収入と収益の額（年度毎）、環境基金として積み立てた額と用途は。	平成 22 年度は、指定袋収入は約 7,264 万円であり、制度の実施に必要な経費を除いた約 472 万円を環境基金として積み立てております。用途は見直し案の 8 ページおよび同資料の 5 ページをご参照下さい。
26	全量有料化した場合の、これまで無料配布されてきた枚数に相当する各世帯あたりの負担額と収入は。	これまで無料配布分を購入するための費用は一人あたり年間で約 900 円となります。これに平成 23 年 3 月時点の人口 103,885 人を掛け合わせると、およそ 9,300 万円となります。なお、ごみ処理全体にかかる経費は年間およそ 13 億円となっています。
27	p.4 の の制度改定効果は全量有料化での効果ではなく、減量できたときの結果ではないか。	ごみを減量するための手法として、経済的な手法が有効とされており、全量有料化はその手法の一つです。全量有料化によってごみが減量され、その結果、見直し案 p.4 の効果があると考えます。
28	家庭ごみ量は何トンにするのが目標か、それは一人あたり何キロか、全量有料化で何トンに出来ると考えているか。	「一般廃棄物処理基本計画」において、家庭ごみについては 1 人 1 日あたり排出量を平成 20 年度比で 20%削減することを目標としています。これは、平成 20 年度で 1 人 1 日あたり 592g を 473g とするもので、年間にして 1 人あたり 173kg をめざしています。
29	p.5 は市民意見として妥当なところだが、全量有料化してほしいという意見は出されていない。どうして市は有料化の提案になるのか。	「(1) 指定袋制度の改正および持込ごみ処理手数料について」の市の考え方(回答)をご参照下さい。
30	市はごみ減量が目的なのか、有料化（収入増）が目的なのか。	本制度の実施は、ごみの減量を目的としております。一方、審議会においては、池田市民が将来直面する様々な課題に対応するため、すなわち「池田市の未来に対する投資として取り組む必要がある」とされ、減量の結果もたらされる副次的効果にも期待をするものです。
31	大阪府下で半数以上が無料、全量有料は 7 市町にすぎないのに池田市はその仲間入りをするのか。（市民サービス切り捨てはいいかげん止めてもらいたい）	ごみ減量、資源化は環境負荷低減および焼却施設や最終処分場の延命化につながる施策であり、市民全体の利益のために必要であると考えます。